

国民健康保険 の届け出は 14日以内に お願いします

春は、就学・就職・転入・転出など、異動の多い季節です。国民健康保険の届け出が必要になった時は、十四日以内に、忘れず手続きを行ってください。

☎ 保険給付課国民健康保険担当
☎ 6051

このようなときは届け出を！

届け出が必要なときの例	必要なもの	
国民健康保険に加入するとき	他市町村から転入したとき 勤務先の健康保険をやめたとき 子どもが生まれたとき 生活保護が廃止されたとき	転出先からの転出証明書 資格喪失連絡票、社保離脱証明書 母子健康手帳、出生証明書 生活保護廃止通知書
国民健康保険をやめるとき	他市町村へ転出するとき 勤務先の健康保険に加入したとき 亡くなったとき 生活保護が開始されたとき	国保の保険証 国保の保険証、勤務先の健康保険証など 国保の保険証、死亡診断書または死亡証明書 国保の保険証、生活保護決定通知書
その他	市内で住所が変わったとき 加入者の氏名が変わったとき 世帯主が変わったとき 世帯を合併または分離したとき 就学で他市町村に転出するとき 国保の保険証を紛失したとき	国保の保険証 国保の保険証 国保の保険証 国保の保険証 国保の保険証、在学証明書 身分を証明するもの(運転免許証、パスポートなど)

* 同一世帯で、すでに国民健康保険に加入している人がいる場合は、その保険証も持参してください。
* 勤務先の健康保険をやめたとき、加入したときなどの手続きには、年金の手続きも必要となる場合がありますので、年金手帳も用意してください。
* 届け出ができる人は、本人と同一世帯の人です。同一世帯以外の方が届け出をする場合は、本人からの委任状が必要です。なお、届け出に来た人の本人確認を行いますので、運転免許証などを持参してください。

退職した人は 届け出を

退職などで勤務先の健康保険をやめた人は、次のいずれかにより、公的医療保険に加入してください。

1 任意継続被保険者制度を利用する

継続して二月以上社会保険などに加入していた期間がある人は、社会保険資格喪失後二十日以内に届け出

をするにより、これまで加入していた健康保険を二年間継続できます。保険料や届け出手続きなど、詳しくは勤務先に確認してください。

2 家族が加入する勤務先の健康保険の被扶養者になる

収入などの基準が異なりますので、詳しくは勤務先に確認してください。

3 国民健康保険に加入する

保険に加入してください。
* 加入の届け出が遅れると国民健康保険の加入日は、届け出をした日ではなく、「加入資格の発生した日」にさかのぼります。その期間は保険証がないため、医療機関で受診した医療費は、全額自己負担となる場合があります。また、国民健康保険税についても、さかのぼって納めることとなりますので、注意してください。

社会保険に 加入したら

国民健康保険に加入していた人が、勤務先の社会保険に加入した場合や、家族の社会保険の扶養に入った場合、国民健康保険をやめる届け出が必要です。
* やめる届け出が遅れると勤務先などの健康保険に加入した後国民健康保険の保険証を使用すると、国民健康保険で負担した医療

届け出先

市民課、各総合支所市民福祉課(市民窓口担当)、鳴子総合支所鬼首出張所へ届け出てください。

70歳以上75歳未満の人の医療費の自己負担割合が変わります

七十歳以上七十五歳未満の人の医療費の窓口負担は、法律上二割となつていますが、特例措置により、これまで一割負担とされてきました。平成二十六年年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることになりました。

見直しに当たっては、高齢の人の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成二十六年四月二日以降七十歳の誕生日を迎える人から、段階的に実施されます。ただし、一定の所得がある人は、これまで通り三割負担です。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人

70歳の誕生月の翌月から医療費の窓口負担が**2割**になります。

※ただし、各月1日が誕生日の人はその月から2割になります。

■対象者 誕生日が、昭和19年4月2日以降の人

■2割になる時期 70歳の誕生月の翌月から(ただし、各月1日が誕生日の人はその月から)

■注意 一定の所得がある人はこれまで通り3割負担です

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた人

平成26年4月以降も医療費の窓口負担は**1割のまま**変わりません。

※平成26年3月2日～4月1日の間に70歳の誕生日を迎える人は、3割負担から1割負担になります。

■対象者 誕生日が、昭和19年4月1日までの人

■注意 一定の所得がある人はこれまで通り3割負担です

詳しくは、保険給付課国民健康保険担当へお問い合わせください。

市長コラム 天・地・人

3・11復興創生

東日本大震災から丸三年がたちます。この間、市民の皆様のご協力と、国や県、全国からのご支援のおかげをもちまして、旧有備館及び庭園復元工事(平成二十七年年度完了予定)を残し、公的復旧はすべて完了しました。いよいよ震災復興計画の「復旧期」から「再生期」そして「発展期」へと加速してまいります。

復興へ向けたまちづくりの象徴的事業も着実に推進しております。

大崎市民病院建設事業は、三月末竣工、四月五日竣工式、七月一日開院の予定です。大崎市中心市街地復興まちづくり計画は、住民懇談会を重ね、事業認可に向けて推進中であり、内陸部最大規模の災害公営住宅整備事業は、大型商業施設の解体などと合わせ建設工事に着手しております。

内陸部唯一のカントリーエレベーター建設事業は、

平成二十六年産米の受け入れに向け、工事が順調に進ちよくしており、図書館建設は、基本設計をもとに市民説明会を開催しながら、平成二十六年年度に実施設計を策定し、平成二十八年年度の完成に向け、工事に着手してまいります。

防災対策の基幹であるデジタル防災行政無線整備事業は、順次着手し、災害特性に配慮した補完システムの整備についても、協議・検討しております。

あわせて、総合計画や産業振興計画に呼応する、ものづくり大崎、アグリ大崎、大崎、環境創造都市大崎、観光立市大崎を推進し、話し合う協働のまちづくりも進めてまいります。

三月二日には次代を担う青少年も参加して「絆でつながるまちづくり」シンポジウムを開催いたします。

復興創生本番です！

大崎市長 伊藤 康志